

高所作業車運転技能講習のご案内

宮崎労働局登録番号第2号（登録有効期間 平成31年3月30日）
建設業労働災害防止協会宮崎県支部
〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19（宮崎県建設会館4階）
TEL 0985-20-8610 FAX 0985-20-8504

<http://www.kensaibou-miyazaki.jp> **建災防宮崎県支部** **検索**

「申込書」はホームページからも印刷できます。

労働安全衛生法においては、作業床の高さが10m以上の高所作業車の運転は、登録教習機関が行う技能講習を修了した方でなければ作業操作・運転ができないことになっております。

当協会支部においては、宮崎労働局長の登録を受けて、当該運転技能講習を実施しますので、この機会に受講頂くようご案内いたします。

1 受講対象者

高所作業車運転技能を習得しようとする一部免除資格を有する満18才以上の方

2 開催日及び場所

| 開催日 | | 開催場所 |
|----------------|-----------|-------------------------------|
| 【1日目：学科】 | 【2日目：実技】 | |
| 平成30年 2月27日(火) | 2月28日(水) | 宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙 2559-1) |
| 平成30年 4月20日(金) | 4月21日(土) | 宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙 2559-1) |
| 平成30年 5月25日(金) | 5月26日(土) | 延岡建設会館(延岡市愛宕町2丁目32番地) |
| 平成30年 6月 8日(金) | 6月 9日(土) | 宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙 2559-1) |
| 平成30年 7月20日(金) | 7月21日(土) | 宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙 2559-1) |
| 平成30年 8月24日(金) | 8月25日(土) | 延岡建設会館(延岡市愛宕町2丁目32番地) |
| 平成30年 9月13日(木) | 9月14日(金) | 宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙 2559-1) |
| 平成30年10月26日(金) | 10月27日(土) | 宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙 2559-1) |
| 平成30年11月30日(金) | 12月 1日(土) | 宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙 2559-1) |
| 平成31年 1月25日(金) | 1月26日(土) | 延岡建設会館(延岡市愛宕町2丁目32番地) |
| 平成31年 2月 5日(火) | 2月 6日(水) | 宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙 2559-1) |

* 各会場駐車場有

3 講習科目・講習時間

●学科講習（午前8時30分開講～午後6時50分閉講）

| 講習科目 | 講習時間 |
|---------------------------|-------|
| 運転に必要な一般的事項に関する知識 ※ | 2時間※ |
| 作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 | 5時間 |
| 関係法令 | 1時間 |
| 学科試験 | (1時間) |

(※ 免除(2)の方は、運転に必要な一般的事項に関する知識の2時間が免除されます。)

●実技講習（午前8時30分開講～午後4時30分閉講）

| | |
|-------------|-------|
| 作業のための装置の操作 | 6時間 |
| 実技試験 | (1時間) |

4 受講料及びテキスト代(税込)

| | | |
|-------|-----------------------------|-------------------------------------|
| 講習の区分 | 免除(1) 学科8時間 実技6時間 } 14時間 | 39,650円 (受講料37,800円、テキスト代1,850円) |
| | 免除(2) 学科6時間 実技6時間 } 12時間 | 37,490円 (受講料35,640円、テキスト代1,850円) |

5 受講手続

- (1) 所定の「申込書」に必要事項を記入の上、写真1枚を貼付し、お申し込み下さい。
なお、受講料・テキスト代を銀行振込みされる場合は、建設業労働災害防止協会宮崎県支部の口座（みずほ銀行 宮崎支店 普通預金1027184）に振り込んで下さい。
- (2) 受付は申し込み順とし、定員になり次第締切ります。
- (3) 無断で欠席された場合、受講料金は返還致しません。
- (4) テキストは、受付会場でお渡しします。
- (5) 記入された氏名、生年月日等は、他の目的には使用いたしません。
- (6) 遅刻、早退者には、修了証を交付いたしません。
- (7) 受講希望者が10名に満たない場合、中止になることがありますのでご了承下さい。

受講の一部免除

| 講習の区分 | 受講の免除を受けることができる方 | 免除講習科目 |
|-------|---|----------------------------------|
| 免除(1) | 1 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する建設機械施工技術検定に合格した方 2 道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項の大型特殊自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有する方 3 フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習、車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習、車両系建設機械（解体用）運転技能講習又は不整地運搬車運転技能講習を修了した方 | ○原動機に関する知識 |
| 免除(2) | 移動式クレーン運転士免許を有する方又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した方 | ○原動機に関する知識 ○運転に必要な一般的事項に関する知識 |

建設労働者確保育成助成金のご案内

建設事業主が雇用する建設労働者に技能講習等を受講させた場合、経費（委託費の75%～60%）及び賃金の一部（1人1日当たり7,600円～6,650円）が助成されます。受講の原則2か月前から1週間前までに労働局へ計画届等の書類を提出する必要があります。

〔お問合せ・支給申請先〕 宮崎労働局 職業安定部 職業対策課 助成金センター
(〒880-0805 宮崎市橋通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階 TEL: 0985-38-8824)

| | | | |
|-------|----------|------|-----|
| 講習開催日 | 月 日～ 月 日 | 受付番号 | No. |
|-------|----------|------|-----|

高所作業車運転技能講習 受講申込書

| | | | | |
|------------------------------|------------------------------------|-------------------------|--|--|
| (ふりがな) | | | | 写真1枚貼付 3cm×2.4cm 申請前6ヶ月以内に撮影した上三分身正面脱帽背景無地のもの。 |
| 氏名 | | | | |
| 生年月日 | 昭和 平成 | 年 | 月 | 日 |
| 受講者現住所 | 〒□□□-□□□□ | | | |
| | 電話 | | 携帯 | |
| 講習の一部免除の有無 | <input checked="" type="radio"/> 有 | <input type="radio"/> 無 | 一部免除資格を有することを証する書面(免許証・修了証等のコピー)を添付すること。 | |
| 講習案内送付先 (受講票・講習案内・受講料金案内) | 事業所・自宅 | | | |

平成 年 月 日

上記の記載内容に相違ありません。

申込者氏名
(受講者本人)

印

建設業労働災害防止協会 宮崎県支部長 殿

(参考)

1 受講対象者

高所作業車運転技能を習得しようとする一部免除資格を有する満18才以上の方

2 講習の一部免除者

(免除1) ①建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規定する建設機械施工技術検定に合格した方

②道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項の大型特殊自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有する方

③フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習、車両系建設機械(基礎工用)運転技能講習、車両系建設機械(解体用)運転技能講習又は不整地運搬車運転技能講習を修了した方

(免除2) ①移動式クレーン運転士免許を有する方又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した方

【申込書記入にあたっての注意事項】

1 この申込書に記載していただく氏名、生年月日等の各項目は、法律で記入することが定められています。誤りのないよう正確に記入して下さい。

2 なお、記入していただいた氏名、生年月日等は、この技能講習の事業以外では一切使用いたしません。

3 訂正は、横線2本を引いて訂正印(事業主証明事項は事業主印・申請者事項は申請者印)を押して下さい。(修正液等は使用しないで下さい。)

○講習申込書送付先 建設業労働災害防止協会 宮崎県支部

〒880-0805 宮崎市橋通東2丁目9-19(宮崎県建設会館4階) TEL 0985-20-8610 FAX 0985-20-8504

| 受付印 | 受講料・委託費 | 本人確認書類 | 実施管理者 | 担当者 |
|-----|------------------------------|---|-------|-----|
| | 受講料: 円 テキスト代: 円 委託費: 円 | <input type="checkbox"/> 自動車運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 技能講習修了証 <input type="checkbox"/> 住民票・住基カード <input type="checkbox"/> その他 | | |

高所作業車運転技能講習の受講資格に関する証明

| | | | |
|-----------------------------|-----------|--|-----|
| 所 事 業 場 名 及 び 属 所 在 地 | 〒□□□-□□□□ | | |
| | 電 話 | | FAX |

| | | |
|---|-------------------|--|
| 受 講 資 格 区 分 (※該当する免除区分の 番号に○を付けて下さい。) | 免除(1) (14Hコース) | 次のいずれかをお持ちの方 1 建設機械施工技術検定合格証 2 自動車運転免許証 3 フォークリフト運転技能講習修了証 4 ショベルローダー運転技能講習修了証 5 車両系建設機械運転技能講習修了証(整地・解体用・基礎工事) 6 不整地運搬車運転技能講習修了証 |
| | 免除(2) (12Hコース) | 次のいずれかをお持ちの方 1 移動式クレーン運転士免許 2 小型移動式クレーン運転技能講習修了証 |

〈資格証の添付〉

| | |
|-------------|---|
| の り 面 | <p>免除(1) → 建設機械施工技術検定合格証、自動車運転免許証、 車両系等運転技能講習修了証のいずれかのコピー</p> <p>免除(2) → 移動式クレーン運転士免許または小型移動式クレーン運転技能講習 修了証のコピー</p> |
|-------------|---|